

津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第 8 号

津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津幡町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年津幡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを削り、同項第 4 号中「第 4 期」を「第 1 期」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 5 号中「第 5 期」を「第 2 期」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 6 号中「第 6 期」を「第 3 期」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 7 号中「第 7 期」を「第 4 期」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 8 号中「第 8 期」を「第 5 期」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 9 号中「第 9 期」を「第 6 期」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 1 0 号中「第 1 0 期」を「第 7 期」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 1 1 号中「第 1 1 期」を「第 8 期」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 1 2 号中「第 1 2 期」を「第 9 期」に改め、同号を同項第 9 号とし、同条第 3 項中「暫定賦課に係る納期終了後の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の津幡町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。